



2026 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ マ ノ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 野 泰 三
(コード番号:7309 東証プライム)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 金 井 琢 磨
(T E L. 072-223-3254)

取締役の任期短縮及びコーポレート・ガバナンス体制の さらなる強化に向けた取組みについて

当社は、本日開催の取締役会において、2027 年 3 月開催予定の第 120 期定時株主総会にて取締役の任期短縮に関する定款変更議案を付議することを決定するとともに、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の実効性及び経営の監督機能を一層高めるため、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に向けた取組みを進めることといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取組みの背景・目的

当社は、事業環境が大きく変化する中においても、当社の競争優位性を維持・強化し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するためには、取締役会における経営戦略に関する議論及び経営の監督機能を一層充実させることが重要であると考えております。

このような考えのもと、取締役会の構成及び指名・報酬に関するガバナンス体制について、さらなる強化に向けた検討を進めております。

2. 取締役の任期短縮

取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆様が毎年その信任を判断できる機会を確保するとともに、経営環境や当社の経営課題の変化に応じて、最適な取締役会の構成を機動的に構築できるよう、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮します。これに伴い、現行定款第 21 条（取締役の任期）について所要の変更を行う株主総会議案を付議する予定です。

詳細につきましては、今後の検討を踏まえて決定次第お知らせいたします。

3. 新たな社外取締役候補者の選定

当社は、取締役会全体として必要な知識・経験・能力のバランスを踏まえ、取締役会における中長期的な経営戦略の議論及び監督機能の実効性を一層高めることのできるスキル・経験を有する新たな社外取締役候補者の選定を検討しております。

候補者及び選任に関する具体的な内容につきましては、今後の検討及び必要な手続きを経たうえで、決定次第お知らせいたします。

4. 指名・報酬諮問委員会の見直し

当社は、取締役等の指名及び報酬に関する審議について、客観性・透明性を一層高める観点から、指名・報酬諮問委員会の構成や、委員長を社外取締役に変更すること等を含めた運営についての見直しを進めてまいります。

具体的な構成その他の詳細につきましては、今後の検討を踏まえて決定してまいります。

以 上